

保存版

上下水道事務所からの お知らせ



宅地内漏水の確認方法

宅地内（メーターボックスから住宅側）での漏水は気付かないうちに進行していることがあります。

特に使用頻度の高い器具や老朽化した管は、漏水する可能性が高くなります。

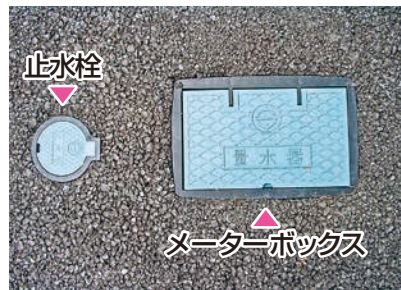
地面や壁面が濡れていたり、水が噴き出ているなど、目に見える漏水はすぐに確認できますが、地中や壁の中などの見えないところで進行している漏水の確認は、右記の方法で行うことができます。

宅地内の漏水点検・修理は、守谷市指定の工事事業者に依頼してください。

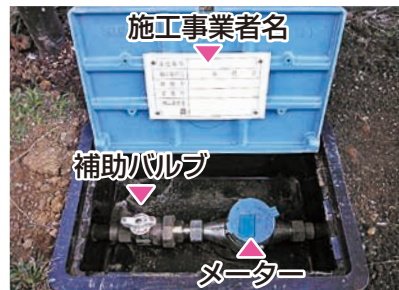
漏水点検・修理は、住宅の新築や改築時などに給水装置工事を行った守谷市指定の工事事業者（分からない場合は、建築業者などにご確認ください。）に依頼してください。

工事事業者がわからない場合は、下記 QR コードを読み取るか、守谷市ホームページ内で「指定給水装置工事事業者」と検索して表示される【守谷市指定給水装置工事事業者一覧表】を参考に、守谷市指定の工事事業者に依頼してください。

※宅地内漏水の点検・修理の費用は、お客様の負担となります。依頼する際は必ず費用の確認をお願いします。



①蛇口・トイレ・湯沸かし器などのバルブを全て閉める。



②メーターボックスのふたを開けてメーターのパイロット（銀色の羽根車）の動きを見る。



③蛇口を全て閉めているのにパイロットが回る場合は漏水の可能性があります。（微量の漏水ではパイロットが1周するのに1～2分程度かかることがあります。）



③のメーターの写真で矢印の先にある銀色の羽根車がパイロットです。メーターの中を水が通るとパイロットが回る（右回り）仕組みになっています。宅地内の蛇口を全て閉めた状態でパイロットが回る場合は、宅地内のどこかで漏水していると判断できます。（パイロットの動き方が分かりにくいときは、蛇口を開けた状態で確認してみてください。）



検針にご協力を

上下水道事務所では、2箇月ごとに皆様のご自宅に訪問し、水道メーターの検針を行っています。円滑な検針作業にご協力をお願いします。

- メーターボックスの上には物を置かない。
- メーターボックスの中に水や泥が入らないようにする。
- 増改築などで水道メーターが室内や床下になる場合は、検針しやすい場所に移設する。
- 飼犬は、水道メーターから離れた場所につなぐ。

※メーターボックスからご自宅の蛇口まではお客様の管理となります。定期的な漏水確認とメーターボックス内の清掃をお願いします。



こんなときには連絡を

- 転出、転居するとき
- 家を新築するとき
- 家を取り壊すとき
- 水道を長期間使用しないとき
- 使用者または所有者の名義が変わるとき
- 検針票の送付先などが変わるとき
- 井戸水を使い始めたとき
- 井戸水から水道水に切り替えたとき
- 家族の人数に変更があったとき（井戸水を使用している場合のみ）

※水道の開閉栓の連絡は、使用または中止する3日前（土日、祝日は除く）までをお願いします。

水道の寒さ対策

寒い時期は、凍結による水道管などの破損を未然に防ぎましょう。



❑凍りやすい水道管などとは

- 屋外で、風が直接吹き付ける場所にある水道管・バルブなど
- 北側の日陰にある水道管・バルブなど
- 給湯機器等の屋外設置機器

❑防寒の方法

- 水道管・バルブなどに保温材を巻きます。
- 身近なものとしては毛布、布などでも代用できます。毛布や布を巻いてひもでしばり、上からビニールなどで包みましょう。
- 蛇口は破裂しやすいので上まで完全に包んでください。

問合せ 守谷市上下水道事務所

〒302-0110 守谷市百合ヶ丘二丁目 2734 番地の 1
電話 0297-48-1842 FAX 0297-48-6087
ホームページアドレス <https://www.city.moriya.ibaraki.jp/>

※裏面をご覧ください。

漏水当番工事業者

令和8年7月
から12月まで

修理・点検等を依頼する際は、必ず費用の確認をお願いします。

宅地内漏水の修理を依頼する場合には

- ① 住宅の新築や改築時などに給水装置工事を行った守谷市指定の工事業者に修理を依頼してください。

※工事業者確認方法

- ① 建物を建設したハウスメーカー等にお問い合わせください。
② メーターボックスのふたの裏側（裏面写真②参照）をご確認ください。
（①、②を確認しても工事業者が不明の場合は、上下水道事務所に
お問い合わせください。）

※施工された事業者名を記入しておく、いざというときに便利です。

工事業社名

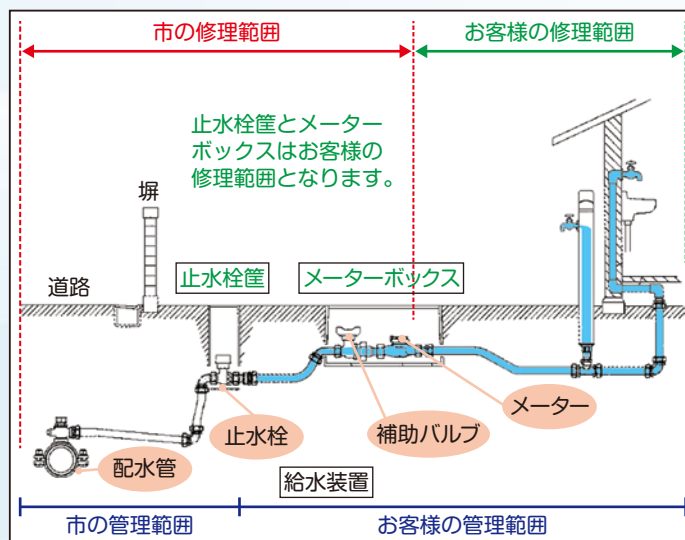
電話番号

- ② 上記でも工事業者が不明な場合は、右表の漏水当番工事業者や守谷市ホームページ内の守谷市指定給水装置工事業者一覧表を参考にしてください。

右図 ■■■ 部分はお客様（使用者または建物の所有者等）において管理する部分となります。

ただし、修理については、配水管からメーターまでの■■■部分は、市が行います。（例外の場合もあります。）メーターから建物内の■■■部分については、お客様自身で守谷市指定の工事業者に修理をご依頼ください。なお、■■■部分の修理についてはお客様の負担となります。

※水道メーターは、市からの貸与品で、お客様の管理となります。



- ③ 漏水修理工事の契約は、守谷市指定給水装置工事業者とお客様自身との間で行ってください。トラブルを避けるために、次の事項に十分ご注意ください。

- ① お客様が希望する工事の内容や現地の状況について、工事業者に十分説明してください。※見積は有料となる場合もありますので、事前に確認してください。
② 工事の内容・費用・アフターサービスなどについて、工事業者から詳しい説明を受けてください。

工事業者		電話番号	工事業者		電話番号
①	(有)浅井設備工業	48-0135	⑥	(株)大豊産業	48-1285
②	(株)守谷商会	48-1124	⑦	(有)斉藤設備工業	48-1201
③	(株)館野設備工業	48-3019	⑧	(有)大和田鉄工	48-0212
④	(株)大山設備	48-0235	⑨	(株)文道電気	48-1295
⑤	(有)坂設備工業所	48-5062	⑩	(有)黒江設備	48-8399
			⑪	(株)大川設備	45-9360

7月		8月		9月		10月		11月		12月	
1(水)	⑤	1(土)	③	1(火)	①	1(木)	⑨	1(日)	⑦	1(火)	④
2(木)	⑥	2(日)	④	2(水)	②	2(金)	⑩	2(月)	⑧	2(水)	⑤
3(金)	⑦	3(月)	⑤	3(木)	③	3(土)	⑪	3(火)	⑨	3(木)	⑥
4(土)	⑧	4(火)	⑥	4(金)	④	4(日)	①	4(水)	⑩	4(金)	⑦
5(日)	⑨	5(水)	⑦	5(土)	⑤	5(月)	②	5(木)	⑪	5(土)	⑧
6(月)	⑩	6(木)	⑧	6(日)	⑥	6(火)	③	6(金)	①	6(日)	⑨
7(火)	⑪	7(金)	⑨	7(月)	⑦	7(水)	④	7(土)	②	7(月)	⑩
8(水)	①	8(土)	⑩	8(火)	⑧	8(木)	⑤	8(日)	③	8(火)	⑪
9(木)	②	9(日)	⑪	9(水)	⑨	9(金)	⑥	9(月)	④	9(水)	①
10(金)	③	10(月)	①	10(木)	⑩	10(土)	⑦	10(火)	⑤	10(木)	②
11(土)	④	11(火)	②	11(金)	⑪	11(日)	⑧	11(水)	⑥	11(金)	③
12(日)	⑤	12(水)	③	12(土)	①	12(月)	⑨	12(木)	⑦	12(土)	④
13(月)	⑥	13(木)	④	13(日)	②	13(火)	⑩	13(金)	⑧	13(日)	⑤
14(火)	⑦	14(金)	⑤	14(月)	③	14(水)	⑪	14(土)	⑨	14(月)	⑥
15(水)	⑧	15(土)	⑥	15(火)	④	15(木)	①	15(日)	⑩	15(火)	⑦
16(木)	⑨	16(日)	⑦	16(水)	⑤	16(金)	②	16(月)	⑪	16(水)	⑧
17(金)	⑩	17(月)	⑧	17(木)	⑥	17(土)	③	17(火)	①	17(木)	⑨
18(土)	⑪	18(火)	⑨	18(金)	⑦	18(日)	④	18(水)	②	18(金)	⑩
19(日)	①	19(水)	⑩	19(土)	⑧	19(月)	⑤	19(木)	③	19(土)	⑪
20(月)	②	20(木)	⑪	20(日)	⑨	20(火)	⑥	20(金)	④	20(日)	①
21(火)	③	21(金)	①	21(月)	⑩	21(水)	⑦	21(土)	⑤	21(月)	②
22(水)	④	22(土)	②	22(火)	⑪	22(木)	⑧	22(日)	⑥	22(火)	③
23(木)	⑤	23(日)	③	23(水)	①	23(金)	⑨	23(月)	⑦	23(水)	④
24(金)	⑥	24(月)	④	24(木)	②	24(土)	⑩	24(火)	⑧	24(木)	⑤
25(土)	⑦	25(火)	⑤	25(金)	③	25(日)	⑪	25(水)	⑨	25(金)	⑥
26(日)	⑧	26(水)	⑥	26(土)	④	26(月)	①	26(木)	⑩	26(土)	⑦
27(月)	⑨	27(木)	⑦	27(日)	⑤	27(火)	②	27(金)	⑪	27(日)	⑧
28(火)	⑩	28(金)	⑧	28(月)	⑥	28(水)	③	28(土)	①	28(月)	⑨
29(水)	⑪	29(土)	⑨	29(火)	⑦	29(木)	④	29(日)	②	29(火)	⑩
30(木)	①	30(日)	⑩	30(水)	⑧	30(金)	⑤	30(月)	③	30(水)	⑪
31(金)	②	31(月)	⑪			31(土)	⑥			31(木)	①